

香芝市告示第162号

香芝市立小学校等大会出場補助金交付要綱を次のように定める。

令和8年8月4日

香芝市長 三 橋 和 史

香芝市立小学校等大会出場補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、香芝市立の小学校及び中学校（以下「小学校等」という。）の児童生徒が学校教育活動又は香芝市地域クラブ設置要綱（令和8年4月1日施行）第1条に規定する香芝市地域クラブの活動（第5条第1項において「地域クラブ活動」という。）として次条各号に掲げる大会に出場する場合にその経費負担の軽減を図るため、予算の範囲内において香芝市立小学校等大会出場補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、香芝市補助金等交付規則（平成11年規則第6号。第5条第2項において「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象大会)

第2条 補助金の交付の対象となる大会（以下「対象大会」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 公益財団法人日本中学校体育連盟若しくは近畿中学校体育連盟、一般社団法人全日本吹奏楽連盟若しくは関西吹奏楽連盟又は一般社団法人全日本合唱連盟若しくは関西合唱連盟が主催する近畿大会に相当する大会以上の大会
- (2) 前号以外の連盟又はこれらの連盟に準じた団体が主催し、学校教育関係機関が後援する近畿大会に相当する大会以上の大会

(対象期間及び対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる期間は、対象大会の要領等に定められた期間を限度とする。ただし、宿泊を要する場合において、特にその必要が認められるときは、当該期間に1日又は前後にそれぞれ1日を加算することができる。

2 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、対象大会の主催者が対象大会の要領等に定めた児童生徒及び当該児童生徒に随行して必要な補助を行う児童生徒（以下単に「児童生徒」という。）に係る補助金の交付の対象となる経費の実費を支弁する者とする。

(対象経費及び補助金の額)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、交通費、宿泊費及び運送費に要する経費とする。ただし、国、奈良県その他の関係機関から補助金等の交付が

ある場合は、その額を差し引いた額とする。

- 2 交通費は、鉄道賃、船賃、バス賃及び航空賃とし、路程に応じて最も経済的な通常の経路及び方法により算出した額とする。
- 3 宿泊費は、1人1泊当たり1万円とし、当該額を下回る場合は、その額とする。
- 4 児童生徒が第2条第2号の大会に出場し、又は随行する場合の交通費及び宿泊費は、前2項の規定により算出した額の合計額の2分の1に相当する額（1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）とする。
- 5 運送費は、対象大会の出場に必要な楽器等の運送に要した費用の2分の1に相当する額（1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）の範囲内で市長が定める額とする。

（補助金の申請等）

第5条 補助対象者は、児童生徒が学校教育活動として対象大会に出場する場合にあっては補助金の交付の申請、請求及び受領の権限を当該児童生徒が在籍する小学校等の校長に、児童生徒が地域クラブ活動として対象大会に出場する場合にあっては補助金の交付の申請、請求及び受領の権限を香芝市地域クラブ設置要綱第11条に規定する課室の長（以下この項において「所管課室の長」という。）に委任するものとする。ただし、当該対象大会が開催される日の初日から起算して14日前までに、当該児童生徒が在籍する小学校等の校長又は所管課室の長（以下「小学校等の校長等」という。）を経由した上で市長に対し、書面で委任しない旨の意思表示をしたときは、この限りでない。

- 2 前項本文の規定により委任を受けた小学校等の校長等は、規則第3条第1項の規定による申請にあっては対象大会の要領等の書類を、規則第8条第1項の規定による報告にあっては対象大会の結果が分かる書類及び領収書等支出を証する書類を添付して、市長に提出するものとする。ただし、交通費等支出を証する書類の添付が困難な場合は、当該書類の添付を省略することができる。
- 3 第1項ただし書の規定による意思表示をしようとする補助対象者は、児童生徒が対象大会に出場し、又は随行するごとに第1項ただし書の規定による意思表示をしなければならない。

（補助金の交付申請等を委任しない場合の手続等）

第6条 前条第2項の規定は、同条第1項ただし書の規定による意思表示をした者について準用する。この場合において、同条第2項中「前項本文の規定により委任を受けた小学校等の校長等」とあるのは「補助対象者」と読み替

えるものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。